

亀山市告示第43号

次のとおり公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により告示する。

なお、関係図面は、亀山市建設部上下水道局下水道室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年3月18日

亀山市長 櫻井義之

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成27年3月31日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

川崎町、田村町、栄町、川合町、亀田町、羽若町、和田町、御幸町、関町鷺山、関町会下の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

関係図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流又は分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置及び名称

四日市市楠町北五味塚1085番地の18

北勢沿岸流域下水道南部浄化センター